

7月の予定



1日(土) いじめ問題子どもサミット	17日(月) 海の日
マーガレット幼稚園運動会	18日(火) 4年人権教室
3日(月) 全校朝会 児童委員会	1年図書貸出、なわとび検定(高)
図書返本週間~7日(金)	19日(水) 児童委員会 2年図書貸出
体力テストウィーク~7日(金)	20日(木) なわとび検定(低)
4日(火) プール学習(2,6年、1,5年)	3年図書貸出
5日(水) 午前授業(苦教研)	21日(金) クラブ 4年図書貸出
市P連母親委員会	24日(月) 5年図書貸出
7日(金) 小中交流会(午前日課)	25日(火) 給食終了、6年図書貸出
10日(月) 午前日課、児童会スタンプラリー	こぶし合同プール学習
11日(火) こぶし合同プール学習	校区連巡回活動15:00,19:00
12日(水) 午前日課	26日(水) 1学期終業式、午前日課
単P会長会議	こぶしがんばり発表会
14日(金) 特別支援学級合同学習	27日(木) 夏休み補講9:30~11:30
(清水小)	28日(金) 夏休み補講9:30~11:30
	28日(金)・31日(月) ワックスかけ

7月27日(木) ~ 8月20日(日)まで 夏休み

清水小環境整備日

6月20日に予定していた環境整備が、曇天の中で実施することができました。ただ、今年度は第八区老人クラブ、春和会ともに行事と重なり、地域の方々が少ない人数の参加となりました。3年生以上の子供達とお手伝いに来て下さったPTAの皆さんと一緒に、花壇に花を植えたり、枯れ枝を拾ったりと作業をしていただきました。

53年目を迎えて、ますます学校の環境がきれいになりました。ありがとうございました。

次年度は、第八区老人クラブや春和会の皆さんと一緒に活動できることを子供達共々楽しみにしています。



6月19日~23日は教育相談週間でした。5月終わりに行いました「いじめアンケート」を元に、子ども達一人一人の悩みや考えを聞き取りました。保護者の皆様も、子どもたちの学習面、生活面で気になることがありましたら、担任までお知らせ下さい。なお、本校の「学校いじめ防止基本方針」を載せましたので、ご参照ください。

苦小牧市立清水小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要である。また、こうした取組を進めるに当たっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。更に、これまで起こったいじめ重大事態を教訓に、社

会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

(1) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) 児童が心豊かに生活できる環境づくりに努める。

(2) いじめの防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見・早期対応を組織的に推進する。

(3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童一人一人の実態の把握に努める。

(4) 児童がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。

(5) 開成中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を地域ぐるみで展開する。

(6) 本方針及び具体的な対策等については、本校ホームページや学校便り等で情報発信し、いじめの防止の啓発に努める。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次のとおり「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、教頭、学年主任、こども支援コーディネーター、苫小牧市 SSW

② 活動

(ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。

(イ) いじめの防止に関すること。

(ウ) 認知したいじめの事案の対応に関すること。

(エ) いじめの問題に係る児童理解に関すること。

③ 開催

(ア) 2ヶ月に1回を定例会とする。

(イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催とする。

(2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施

(3) いじめの相談体制の整備

① 定期的な教育相談の設定

② スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用

③ いじめ相談電話等の公共相談機関の周知

(4) いじめの防止等に係る教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応

児童及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。

(6) いじめ（事案）の具体的な対応

① いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う。

② いじめの事実が確認された（認知された）場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った児童をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

④ いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。

⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び苫小牧警察署等と連携して対処する。

(7) 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、苫小牧市教育委員会に速やかに報告する。

② 当該事態の調査を行うための組織の設置について苫小牧市教育委員会から指示を受ける。

③ 当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。

④ 調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

⑤ 調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告する。

4 学校いじめ基本方針の評価等について

(1) 基本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。

① 校内研修の取組

② いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組

③ いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組

(2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。

(3) P D C A サイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。

家庭学習について

今年度も、年度当初に「家庭学習の手引き」を各家庭に配布して、家庭と連携した家庭学習に取り組んでいます。ご家庭での丸付けなどにご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

また、一昨年度より「学びの3か条」として、右のようなことに意識して取り組んでいます。今一度ご家庭でも、ゲーム等の時間や家庭学習時間等に注意して、取り組んでほしいと思います。

とまごまい 学びの3か条

1のり ゲーム・スマホ8時でセーブ /

2のり 3つの(習)でレベルアップ /

3のり 学年×10+10分でステージクリア /

苫小牧市教育委員会

めざせ!
99%クリアマスター

